

# 渡辺尚志氏のコメントへの応答

中 林 真 幸

## 1. 応答の前提

### 1.1 契約の文書化

室町時代前期まではもっぱら口約束であった土地担保金融契約は、後期以降、急速に文書化される。幕府の司法サービスが利用可能となり、あるいは徳政令による幕府の介入が生じたため、第三者である司法官に対する立証可能性を担保するために、農民同士の契約は文書として残されるようになった(早島(2017))。そして、豊臣秀吉政権は、司法サービスを利用する条件として、口約束を禁止した。第三者への対抗要件を満たす検地帳によって土地所有権を保障する太閤検地と整合的な政策として、第三者に対して立証可能な契約文書の作成を求めたのである(西谷・早島・中林(2017))。すなわち、近世的な文書主義は、司法機関の利用可能性を前提としている。とりわけ、史料17は、司法行政を担う村役人が作成し、組合村の割元名主が合意し、藩の役人が執行を担保する契約であり、その一言一句に、南生実村、篠崎弥兵衛、生実藩が共通に了解した法的根拠がある。それを「読む」とは、まず、その法的根拠を確定し、それぞれの主張を再構成することである。

### 1.2 法令の引用

法令が公布される明治維新後においてすら、近世的職権主義を受け継ぐ下級審の裁判例は、判事が職権によって適用した条文を引用しないことが多い(たとえば、中林(2003), 289-330頁)。加えて、明治維新以前においては、最終審判決である評定所評決は公布文書ではないので、原告(訴訟人)、被告(相手)に言い渡される判決(裁許)や、両当事者に作成させる和解(内済)文書には引用されない。史料12に見られるように、農民が評定所評決を知った

上で訴訟戦略を立てていても、それは提出される内済文書には記されないのである。すなわち、明治前期以前の法律関係文書を読むには、読み手が、文書作成時点において有効であった法令に関する知識を持ち、それを適用して当事者の立論を再構成する必要がある。

## 2. コメントへの応答

以下、渡辺氏のコメントに対して、段落毎に応答する。

段落3 押沼村対野田村の事例は、渡辺氏の主張とは逆に、年貢諸役の納付に支障を来しているとの主張が旧債務者側を有利にすることを、旧債務者側が知悉していることを示している。また、その意図を旧債権者側も正しく指摘している(渡辺(1994), 256-259頁)。1739(元文4)年法(史料5)により、頼納の事実がないことの挙証責任は債権者側にあるので、債権者側がこれを立証し、認められた事案である。なお、頼納、半頼納を、債権者と債務者が相対の契約で定めることは違法ではない(1743(寛保3)年法, 史料8, 見城(2000), 418-419頁)。一方の当事者が訴え出ることによって初めて違法性が問われ、それが債務者の交渉力を強める建て付けとなっている。

段落7-9 1739(元文4)年法(史料5)が定める、頼納の存在しない状態とは、諸役が遅滞なく納付されることであり、それが満たされない状態を違法とする。地域の人口減少は労働の希少性を高めるから、1739(元文4)年法が債権者に求める条件を満たすには、人口減少に応じて、質地契約に付随する諸役定額支払契約を増額改定する必要が生じよう。債権者がそれに応じるか否かが、相対の契約が継続するののか、訴訟事件となるののかを分ける。

なお、近世後期の人口はほぼ一定であるので、農村部の人口減少は町場への人口移動によって生じたはずである。非農業部門と競争しうる賃金を提示すれば労働を農村に呼び戻すことは可能であるし、都市化が進んでいた畿内においては、都市からの通勤小作人採用すら行われていた(萬代(2019), 377-444頁)。すなわち、諸役納付に支障を来す理由は日本人の絶対的減少にではなく、伝馬役の負担に関わる契約が労働の相対価格の上昇に合わせて改定されておらず、町場から労働を呼び戻せないことにある。

段落 10 1743(寛保3)年法(史料8)により、旧債務者である南生実村が相対的契約を受け入れる限り、旧債権者である篠崎弥兵衛は違法性の追求を免れる。一方、南生実村側の困窮しているとの主張は1739(元文4)年法(史料5)に基づく違法性を示唆して交渉に臨むものである。すなわち、南生実村が相対的契約として受け入れる交渉を成立させることが、質地契約の違法性の追求を篠崎弥兵衛が免れる唯一の手段であり、南生実村側はそれを脅しとして交渉していることになる。

段落 11 公布されない評定所評決は引用されないため、解釈者が適用法令を推定し、両当事者の立論を再構成する必要がある。中林は、史料17の一つ書1条について、南生実村側が1739(元文4)年法(史料5)を適用して主張を構成していると解釈した。これへの異論は、別の法令の適用妥当性の論証として立てられるべきである。幕藩法令が無関係であり、藩司法部の介入が不要ならば、史料17が書かれる必要はなく、まして、藩役人が執行の担保を与える必要もなかったはずである。

段落 12 「企業の社会的責任」を果たして評判を上げようとする企業が存在するように、篠崎弥兵衛が評判を上げる誘因を持ったことは否定しない。しかし、それは、金銭的な利益を直接の目的とした行動を説明し尽くした後の残差として見出されるべきである。相対的契約として、本来ならば藩司法部の執行の対象にはならないはずの本契約に、篠崎は、なぜ、藩役人の執行担保文言を求めたのか。中林は、南生実村との共同所有の名の下に、旧担保地からの小作料を永久に収取することが目的であったと考える。元の質地契約の期間満了時

に容赦なく担保権を実行(流地)した篠崎家の行動と整合的だからである。ただし、この点を論証するには、篠崎家の土地投資全体を分析することが必要であり、渡辺氏も中林もこれを行っていないので、双方の主張が仮説の域を出ないことも認める。

本論文は、行政司法を担う村役人が作成した文書の解釈に当たっては、まず、作成者が念頭においていた法令を推定し、作成者による法令解釈の結果として文書を分析すべきことを主張している。そのことは、必ずしも「村の土地は村のもの」(渡辺(1994), 223頁)といった観念の存在可能性を否定するものではない。しかし、それは、史料のテキストに、実体法として機能していた法令をことごとく適用し、その上でなお、説明しえない残差としてのみ検出可能なはずである。残念ながら、渡辺氏のコメントには、氏の解釈が根拠とする幕府法ないし生実藩法は示されていない。法令に基づかない文書を村役人が作成し、これに組合村の惣名主が署名し、藩役人が執行を担保する奥書を添えるとは考え難い。本論文への批判は、まず、氏自身による幕藩法解釈の形式をとって然るべきと考える。

### 3. おわりに

頼納規制が土地集積を抑制した可能性への注目は、見城(2000)(初出1966年)に基づくもので(見城(2000), 448-449頁)、この見城(2000)の着眼は、安良城(1986[1959])や大石(1958, 1968[1961])、竹安(1962)による幕府法解釈の批判的検討から導かれている。見城説に導かれつつ得た結論から、本論文が主たる批判対象として取り上げた研究も大石(1975)である。つまり、本論文は、半世紀以上も前の研究を掘り返し、それらが死んだ犬ではないこと、それらが提起した論点は今なお面白さを失っていないことも、主張していることになる。

本論文も依拠する山田(1995)と松永(2004)は、頼納規制を含む幕藩法の判例展開が在地の契約形態に迫った変化を明らかにしており、半世紀前と今日との間の断絶を辛うじてつないでいる。しかし、山田と松永は、中等教育機関に籍を置く歴史家であり、研究大学を中心に、大学に属する歴史家の研究は、1980-90年代に、それ以前との明確な断絶を示した。マルクス主義歴史学の退潮に合わせて、経済学的、法学的関心から急速に撤退したのである。近世土地

制度史研究も、白川部(1994, 2012)を貴重な例外として、その潮流に飲まれた。講座派を典型として、総合社会科学を志向したマルクス主義歴史学は、経済と法の不知を歴史家に許さなかった。冷戦の終結はその軛を解いたかに見えたのかもしれない。

しかし、まさにその1980-90年代、Marx(1988 [1867])の洞察の核心は、ゲーム理論の一分野である契約理論に、発展的、分析的に継承されつつあった(Hart(1995), p.5)。マルクス主義歴史学の退潮は、経済学と法学に学ばないことの口実としてではなく、ゲーム理論的な経済学と法学に学ぶ契機として捉えられるべきであった。少なくとも、そうすることによって、有本寛や萬代悠、小島庸平らが示しているように、1970年代までの土地制度史研究が蓄積した資産を、批判的、発展的に承継しえたはずである(Arimoto(2005); 坂根・有本(2017); 萬代(2019); 小島(2020))。

(東京大学社会科学研究所)

#### 参 考 文 献

- 安良城盛昭(1986[1959])『幕藩体制社会の成立と構造、増訂第4版』有斐閣, 1986[1959], 初版1959年。
- 早島大祐(2017)「中世の金融」, 深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史第1巻 中世11世紀から16世紀後半』岩波書店, pp.116-145。
- 見城幸雄(2000)『江戸時代の農民支配と農民』岩田書院。
- 小島庸平(2020)『大恐慌期における日本農村社会の再編成——労働・土地・金融とセイフティネット——』ナカニシヤ出版。
- 萬代悠(2019)『近世畿内の豪農経営と藩政』塙書房。
- 松永靖夫(2004)『近世村落の土地と金融』高志書院。
- 中林真幸(2003)『近代資本主義の組織——製糸業の発展における取引の統治と生産の構造——』東京大学出版会。
- 西谷正浩・大祐早島・中林真幸(2017)「政府の役割」, 深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史第1巻 中世11世紀から16世紀後半』岩波書店, pp.23-33。
- 大石慎三郎(1958)『封建的土地所有の解体過程第1部 寄生地主的土地所有の形成過程』御茶の水書房。
- (1968[1961])『享保改革の経済政策——第一部享保改革の農村政策——』増補版, 御茶の水書房, 1968[1961]. 初版1961年。
- (1975)「近世」, 北島正元編『体系日本史叢書7 土地制度史II』山川出版社, pp.21-194。
- 坂根嘉弘・有本寛(2017)「工業化期の日本農業」, 深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史第3巻近代 19世紀後半から第一次世界大戦前(1913)』pp.152-178, pp.187-189。
- 白川部達夫(1994)『日本近世の村と百姓の世界』校倉書房。
- (2012)『近世質地請戻し慣行の研究: 日本近世の百姓の所持と東アジア農村社会』塙書房。
- 竹安繁治(1962)『近世土地政策の研究』大阪府立大学経済学部。
- 山田千宏(1995)「質地証文の移り変わり——信州筑摩郡大池村にて」, 塚本学先生退官記念論集編集委員会編『近世・近代の信濃社会』龍鳳書房, pp.65-114。
- 渡辺尚志(1994)『近世の豪農と村略共同体』東京大学出版会。
- Arimoto, Yutaka (2005) "State-Contingent Rent Reduction and Tenancy Contract Choice," *Journal of Development Economics*, Vol. 76, No. 2, pp. 355-375.
- Hart, Oliver (1995) *Firms, Contracts, and Financial Structure*, Oxford: Clarendon Press. 翻訳: 鳥居昭夫訳『企業契約金融構造』慶應義塾大学出版会, 2010年。
- Marx, Karl (1988 [1867]) Karl Marx Friedrich Engels Werke Band 23, *Das Kapital*, Berlin: Dietz Verlag. 初版1867年。翻訳: 岡崎次郎訳, 大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集第23巻』大月書店, 1965年。